

参考

スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領等

スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領

平成25年4月1日
初等中等教育局長決定

教育支援体制整備事業費補助金（いじめ対策等総合推進事業）交付要綱第20条の規定に基づき、スクールソーシャルワーカー活用事業の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1 事業の趣旨

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・指定都市・中核市とする。また、間接補助事業として行う場合は、市町村（特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ。）とする。

3 スクールソーシャルワーカーの選考

スクールソーシャルワーカーとして選考する者について、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者が望ましいが、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者のうち、次の職務内容を適切に遂行できる者とする。

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動

4 事業の内容

本事業は、次の内容を実施することができる。

- (1) スクールソーシャルワーカーの配置
スクールソーシャルワーカーを教育委員会・学校等に配置
- (2) スーパーバイザーの配置
スクールソーシャルワーカーに対し、適切な指導・援助ができるスーパーバイザーを教育委員会・学校等に配置
- (3) 研修会等の開催
スクールソーシャルワーカーの専門性を向上させるため、研修会等を実施
- (4) 連絡協議会の開催

本事業を効果的かつ円滑に実施するため、情報交換や関係機関との連絡調整等を行う連絡協議会を開催

(5) その他必要な事業

地域や学校の実情に応じて、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するために、その他必要な事業を実施

5 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする都道府県・指定都市・中核市は、文部科学省が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。

6 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた都道府県・指定都市・中核市は、文部科学省が指定する期日までに、事業報告書を提出するものとする。

7 費用

(1) 国は、上記2～4の要件を満たす次の事業に対して補助するものとする。

① 都道府県・指定都市・中核市が実施する事業（その全部又は一部を委託して実施する場合も含む。）

② 市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

(2) 本事業の事業費を積算する際は、次の基準に基づき事業費を計上すること。本事業に係る補助対象経費の取扱いについては、都道府県・指定都市・中核市が持つ他の経費と紛れることのないようにすること。また、委託又は補助を受けた市町村においても、以下に準じた経費の取扱いをすること。

① スクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザーの配置経費

○スクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザーの配置人数については、地域や学校の実情に応じて配置すること。

○スクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザーの勤務日数や勤務時間については、地域や学校の実情に応じて設定すること。

○スクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザーの報酬単価については、各地方公共団体の会計基準に基づく単価を設定すること。

○補助対象経費は以下のとおりとする。

- ・報酬
- ・交通費
- ・保険料
- ・謝金
- ・旅費
- ・賃金
- ・教育・心理に関する検査費
- ・委託費
- ・補助金

② 研修会、連絡協議会等の実施経費

○補助対象経費は以下のとおりとする。

- ・謝金（講師、指導助言、会議出席、原稿執筆）
- ・旅費（講師、会議出席）

- ・ 消耗品費
- ・ 印刷製本費
- ・ 通信運搬費
- ・ 借料及び損料
- ・ 会議費
- ・ 賃金
- ・ 保険料
- ・ 雑役務費
- ・ 委託費
- ・ 補助金

8 その他留意事項

本事業を行うに当たっては、その他のいじめ等対策等総合推進事業との連携に努めることとする。

スクールソーシャルワーカー活用事業

平成27年度予算額:647百万円 (平成26年度予算額394百万円)

補助事業者：都道府県・指定都市・中核市

補助率：1/3

学校

【校内体制づくり】

- ・校内チーム体制の構築
- ・教職員のサポート
- ・教職員等への研修 など



関係機関

児童相談所、福祉事務所、弁護士
保健・医療機関、適応指導教室、
警察、家庭裁判所、保護観察所 等



【関係機関との連携】

- ・ネットワークの構築
- ・関係機関との調整
- ・情報・行動連携 など

連携・調整

連携・調整

スクールソーシャルワーカー

教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、
過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者

【配置人数】1,466人→2,247人(拡充)

【貧困対策のための重点加配】600人(新規)

～配置人数(2,247人)の内訳～

小中学校のための配置：2,200人(拡充)

高等学校のための配置及び質向上のための

スーパーバイザー配置：47人

問題行動等

いじめ
暴力行為
不登校 など

児童生徒が置かれた様々な環境への働き掛け

貧困対策等

児童虐待
就学援助
生活保護 など



友人

児童生徒

家庭

地域

